



平成11年9月20日

厚生大臣 宮下 創平 殿

医療保険福祉審議会
老人保健福祉部会長 井形 昭弘

医療保険福祉審議会
介護給付費部会長 星野 進保

答 申 書

平成11年8月23日厚生省発老第77号をもって諮問のあった、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正については、基本的にはやむを得ないものとする。

また、同居家族に対する訪問介護の取扱いについては、介護保険法施行後一定期間を経過した段階で、基準該当サービスとしての実施状況等を踏まえ、実施地域のあり方や勤務時間に関する要件等を含め、検討を加えるべきである。

なお、主な個別の事項に関する両部会の考え方、及び審議過程で出された主な意見等は次の通りであるので、その内容に応じ、適切な対応を図らるべき。

1 同居家族に対する訪問介護に係る部分の改正案について

- (1) 同居家族に対する訪問介護は、指定訪問介護事業者による訪問介護だけでは必要なサービス見込みを確保することが困難と市町村長が認めた地域において実施されるものであり、市町村はその運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定訪問介護の確保に引き続き努めるべきである。

- ① 市町村は、同居家族に対する訪問介護を行おうとする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から、居宅サービス計画の写し等、同居家族に対する訪問介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとする。
- ② 市町村は、いったん認めた同居家族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行った保険給付の返還を求めるものとする。
- ③ 市町村は、上記の要件に違反した訪問介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われる居宅サービスとして、当該訪問介護員等による訪問介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び訪問介護事業者に対して行うものとする。

(2) 同居家族に対する訪問介護は、実質的に家族介護者への現金給付となるおそれがあることや、いわゆる密室の介護となるおそれがあることから、本来好ましいものではないが、少なくとも制度発足時は指定訪問介護事業者だけでは十分なサービスが確保できない離島や山間のへき地等があることも否定できないので、諮問案のような要件の下で、そのような地域に所在する市町村を具体的に特定して認めることとともに、法施行後一定の期間に限定すべきであるとの強い意見があった。

(3) 訪問介護員等が同居家族を訪問介護する時間が、当該訪問介護員等の勤務時間の概ね2分の1を超えないものとする要件は、現在行われている家族介護の実態から見て厳し過ぎるので、このような要件は設けるべきではないという意見があった一方、専門のサービス事業者として訪問介護を行う以上、また介護の密室化を防ぐ上でも、身内だけを相手にした場合も保険給付の対象とすることは適当ではないという意見があった。

2 基準該当短期入所生活介護に係る部分の改正案について

基準該当短期入所生活介護の実施に際しては、併設されている通所介護事業所等との密接な連携により、短期入所している要介護者等の心身の状況等に対応する十分な介護体制が、夜間を含め確保されるよう留意すべきである。